

○仙台市道路占用料条例施行規則

平成一二年三月三十一日
仙台市規則第五九号

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市道路占用料条例(昭和三十五年仙台市条例第二十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用料の徴収方法)

第二条 条例第五条第一項ただし書に規定する方法による占用料の徴収は、占用期間が二会計年度以上にわたる占用許可に係る占用料について、行うことができる。

(令二、三・改正)

(占用料の減免)

第三条 条例第六条第一号から第五号までの規定による減免は、次の各号のいずれかに該当する占用物件について行うものとし、占用料の全額を免除する。

一 条例第六条第一号に掲げる占用物件(道路法(昭和二十七年法律第百八十八号。以下「法」という。)第三十九条第一項ただし書の規定により占用料を徴収することができないこととされているもの及び仙台市ガス事業に係るものを除く。)

二 条例第六条第二号に掲げる占用物件(当該占用物件を設ける道路の敷地を同号に掲げる者から有償で借りている場合を除く。)

三 条例第六条第三号に掲げる占用物件

四 条例第六条第四号に掲げる占用物件で、次のイからハまでに掲げる者が当該イからハまでに定める事業のために設けるもの

イ 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第二条第一項第十七号に規定する電気事業者(同項第三号に規定する小売電気事業者を除く。以下「電気事業者」という。) 同項第十六号に規定する電気事業(同項第二号に規定する小売電気事業者を除く。)

ロ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第一百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者(以下「認定電気通信事業者」という。) 同項に規定する認定電気通信事業

ハ 一般社団法人又は一般財団法人 有線電気設備を用いて行われる放送法(昭和三十五年法律第百三十二号)第二条第十八号に規定するテレビジョン放送(以下「有線テレビジョン放送」という。)の業務

五 条例第六条第五号に掲げる占用物件

2 条例第六条第六号の規定による減免は、次の各号のいずれかに該当する占用物件について行うものとし、当該各号に掲げる占用物件の区分に応じ当該各号に定める額を減免する。

一 国又は地方公共団体が設立した法人その他これに準ずる法人が設ける占用物件
占用料の全額

二 占用物件である電柱又は電話柱を支える支柱及び支線 占用料の全額

- 三 地下に設けるガス、電気、電気通信、水道及び下水道の各戸引込管 占用料の全額
- 四 街路灯及びその附属設備 占用料の全額
- 五 一般社団法人又は一般財団法人が有線テレビジョン放送のために設ける電話柱 占用料の全額
- 六 一般社団法人又は一般財団法人が有線テレビジョン放送のために上空に設ける道路縦断電線 占用料の二分の一に相当する額
- 七 高層建築物その他の施設の建築に伴う受信障害で放送法第二条第十八号に規定するテレビジョン放送に係るものを解消するために設ける電線(営利を目的として設けるものを除く。) 占用料の全額
- 八 塩又は郵便切手の販売所を示す規格化された看板で店舗に取り付けられたもの(各店舗につき、それぞれ一個に限る。) 占用料の全額
- 九 かんがい排水施設その他農業用地の保全又は利用上必要な施設 占用料の全額
- 十 バス待合所(周囲の状況に照らし公益に適すると認められるものに限る。)、バス時刻表、バス停留所標識及びバス待合所標識 占用料の全額
- 十一 道路を利用する公衆の利便に著しく寄与するベンチ及び上屋(営利を目的として設けるものを除く。) 占用料の全額
- 十二 公共用歩廊及び道路の環境の向上に寄与するその附属設備並びに公共用歩廊に取り付けられた店舗を示す市長が認める規格の看板(各店舗につき一個に限る。) 占用料の全額
- 十三 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)第二条第一項に規定する組合、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第三条に規定する中小企業等協同組合その他これらに準ずる団体が設ける占用物件で次のイ又はロに掲げるもの 占用料の全額
 - イ 道路の美化に著しく寄与するプランターボックスその他これに類するもの
 - ロ 地域の振興又は文化の向上のために設ける占用物件
- 十四 町内会その他の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体がその区域の住民相互の連絡、環境の整備その他その区域の住民の利益のために設ける掲示板 占用料の全額
- 十五 祭礼、縁日その他の行事のために一時的に設ける占用物件 占用料の全額
- 十六 占用許可を受けて地下に設ける電線その他の線類で次のイ又はロに掲げるもの(これらと一体不可分のものとして地上に設ける変圧器その他の機器を含む。) 占用料の九分の八に相当する額
 - イ 上空に設けられた電線その他の線類を撤去するためにこれに代えて設けるもの
 - ロ 電線その他の線類を設けようとする複数の者が共同して定める総合的な計画で市長の承認を受けたものに基づき、上空に電線その他の線類が設けられていない道路に設けるもの

十七 電柱、電話柱その他の柱類又はバス時刻表、バス停留所標識その他これらに類するものに添加され、又は巻き付けられた広告物 占用料の百分の六十五に相当する額

十八 工事現場における落下物による危害を防止するために設ける鉄鋼又は帆布の覆いその他の工事用施設及び車両乗り入れのために設ける工事用施設 占用料の二分の一に相当する額

十九 工作物等に添加された携帯電話等の小型の無線基地局 占用料の百分の七十に相当する額

二十 上空に設ける変圧器その他の機器(小型等で景観の整備に配慮した形状のものに限る。)で市長が定める基準を満たすもの(以下「柱状型機器」という。) 占用料の九分の八に相当する額

二十一 柱状型機器の支持柱 占用料の全額

二十二 バス停留所の上屋に設置された広告物 占用料の百分の三十に相当する額

二十三 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第十六条の二に掲げる歩行者利便増進施設等であって、占用区域以外の道路の維持及び管理に協力する者が設けるもの 占用料の百分の九十に相当する額

二十四 前各号に掲げるもののほか、市長が、慣行その他の事情を考慮して、占用料を徴収することが不相当であると認める占用物件 市長が定める額

- 3 第一項第四号ハ若しくは第五号又は前項第五号から第二十四号までの規定により占用料の減免を受けようとする者は、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可に係る申請の際に、次に掲げる事項を記載した道路占用料減免申請書を区長に提出しなければならない。占用期間が満了した場合において、これを更新しようとするときも、同様とする。

一 占用物件の種類及び数量

二 占用物件を設ける場所

三 前二項に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

- 4 区長は、前項の規定による減免の申請があった場合において、法第三十二条第一項又は第三項の規定による許可をするときは、第一項又は第二項に規定する減免の要件に適合するかどうかを審査し、その結果を当該許可の通知とともに当該申請をした者に通知するものとする。

(平一五、三・平一六、三・平一六、一〇・平一九、一〇・平二〇、一一・平二一、一二・平二四、三・平二七、三・平二八、三・改正)

(特殊な占用物件に係る条例別表の規定の適用)

第四条 特殊な占用物件に係る条例別表の規定の適用については、指定区間(法第十三条第一項に規定する指定区間をいう。)内の国道に係る占用料の例による。

(電気事業者等が設ける電柱等に係る条例別表の規定の適用)

第五条 電気事業者が設ける電柱又は認定電気通信事業者若しくは有線テレビジョン放送の業務若しくは有線電気設備を用いて行われる放送法第六十四条第一項第二号

に規定するラジオ放送の業務を行う者(以下「有線放送事業者」という。)が設ける電話柱(以下「電柱等」という。)については、占用料の支払業務を行っている事業所の所管区域(以下「単位区域」という。)内における電柱等ごとに、その一本当たりが支持する電線の平均条数に相当する電柱等の区分をもって、条例別表の規定を適用することができる。

- 2 前項の平均条数は、単位区域内に存する電柱等が支持する電線の総延長を、当該電柱等の間隔の平均値(当該平均値を確定することが困難であるときは三十メートル)に当該単位区域内に存する電柱等の本数を乗じて得た電線一条当たりの延長で除して得た条数(電柱にあっては、当該条数に十分の二を加算して得た条数)とする。この場合において、平均条数に一条に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

(平一六、三・平二四、三・改正)

(電気事業者等が設ける共架電線等に係る条例別表の規定の適用)

第六条 電気事業者、認定電気通信事業者又は有線放送事業者が設ける共架電線その他上空に設ける線類(以下「共架電線等」という。)で前年度から引続き占用しているものについては、単位区域内における共架電線等ごとに、当該単位区域内における電柱等の一本当たりが支持する電線の平均電線延長に当該単位区域内における共架電線等を支持する柱類の本数を乗じて得た共架電線等の総延長をもって、条例別表の規定を適用することができる。

- 2 前項の平均電線延長は、電気事業者が設ける共架電線等にあっては九十メートルとし、認定電気通信事業者又は有線放送事業者が設ける共架電線等にあっては、次の各号の規定で算出したいずれか短いほうの延長とする。

- 一 三十メートルに前条第二項前段の規定により算出した平均条数(百分の一条に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た電線の延長

- 二 単位区域内に存する電柱等が支持する電線の総延長を当該電柱等の本数で除して得た電線の延長

(平一六、三・改正)

(占用物件の所在地)

第七条 条例別表備考第二号に規定する市長が別に定める区域は、仙台市青葉区一番町一丁目、一番町二丁目、一番町三丁目、一番町四丁目、五橋一丁目、五橋二丁目、大町一丁目、大町二丁目、花京院一丁目、春日町、片平一丁目、上杉一丁目、北目町、木町通一丁目、国分町一丁目、国分町二丁目、国分町三丁目、立町、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、二日町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、宮城野区榴岡一丁目、榴岡二丁目及び若林区新寺一丁目一番から五番までの区域とする。

- 2 道路に設ける占用物件の区域が、条例別表備考第二号及び前項に規定する区域の境界を含み、又はこれに接する場合は、当該占用物件の所在地は、次の各号に掲げる境界の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 条例別表備考第二号ロに規定する一級地と同号ハに規定する二級地との境界

一級地

二 条例別表備考第二号イに規定する甲地と同号ニに規定する乙地との境界 二級地

(平二一、一二・改正)

(土地の時価)

第八条 条例別表備考第七号に規定する土地の時価は、占用料を徴収すべき各年度の初日の属する年の一月一日現在における当該占用物件を設ける道路に隣接する標準的な土地の評価額とする。この場合において、評価額は、地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第八条に規定する公示価格又は国土利用計画法施行令(昭和四十九年政令第三百八十七号)第九条第一項に規定する標準価格に基づいて算定するものとし、これらにより算定することが困難又は不適當であるときは、近傍に存する当該標準的な土地に類似する土地の取引事例に係る価格その他市長が定める方法により算定するものとする。

(占用料の端数処理)

第九条 徴収すべき占用料の額(条例別表備考第九号前段の規定の適用がある場合にあっては月割りをもって計算した額とし、第三条第二項第六号、第十六号から第二十二号まで又は第二十二号から第二十四号までの規定により占用料の一部を減免する場合にあっては減免後の額とする。)に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平一五、三・平一六、一〇・令二、三・改正)

(実施細目)

第十条 この規則の実施細目は、建設局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に仙台市道路管理規則(昭和四十九年仙台市規則第六十九号)の規定によりした行為でこの規則中これに相当する規定があるものは、この規則の規定によりしたものとみなす。

(平二八、三・改正)

附 則(平成一五、三・改正)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平一六、三・改正)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平一六、一〇・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平一九、一〇・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平二〇、一一・改正)

この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

附 則(平二一、一二・改正)

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平二四、三・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平二七、三・改正)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平二八、三・改正)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第三条第二項第二十二号の規定は、この規則の施行の日以後の占用に係る
占用料について適用する。

附 則(令二、三・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令四、七・改正)

この規則は、令和四年七月二十七日から施行する。

附 則(令四、九・改正)

この規則は、令和四年十月一日から施行する。